

## 重点調査事項に係る点検結果

資料 1

提出部局名	環境省
重点点検分野名	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
重点調査事項	地方公共団体のグリーン購入実施状況
調査内容項目	<p>市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するに当たり、市場での調達規模が大きい地方公共団体のグリーン購入を促進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)地方公共団体のグリーン購入を推進するための関連施策名および概要 b)関連施策の進捗状況の課題 c)グリーン購入法を改正して、地方公共団体にもグリーン購入を義務付けた時の問題点と解決策 〔以上、環境省が調査の上とりまとめ。〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省
<p>調査内容項目 a ) b ) について</p> <p>地方公共団体への「グリーン購入に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、中小規模の地方公共団体等におけるグリーン購入の取組の遅れを改善するため、以下の施策を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体向けのグリーン購入取組ガイドラインの作成</li> </ul> <p>施策の概要</p> <p>地方公共団体がグリーン購入を進める上で阻害要因となっている「調達コストの増大」や「担当者負担の増大」といった問題を鑑み、比較的グリーン購入が定着しており、実施することによりコスト削減につながる物品等についてグリーン購入を実施するためのガイドラインを作成する。</p> <p>施策の実施状況</p> <p>過去にグリーン購入大賞を受賞した団体等によるプロジェクトチームを作成し、グリーン購入が比較的定着しており、実施することによりコスト削減につながる物品等についてガイドライン(案)を、平成 18 年度に作成した。</p> <p>今後の方向性等</p> <p>まだ組織的にグリーン購入に取り組めていない地方公共団体に対し、作成したガイドライン(案)を利用したケーススタディを行う。</p> <p>また、この結果を踏まえ、課題を検討し、適宜修正等を加えてガイドラインを完成させる。</p> <p>調査内容項目 c ) について</p> <p>グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)では、地方公共団体は、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるように努める」こととされ、努力義務規定となっている。これは、地方公共団体の「調達」が、地方自治の最たるものであり、その地域の自然的・経済的</p>	

(市場づくり分野)

条件に応じて行われるという性質を考慮したためである。現状においても、その基本的考えを踏襲しており、地方自治が進む上で、ますます尊重される傾向にある。

ただし、様々な環境問題に対応していくには、中小規模の地方公共団体における統一的なグリーン購入が重要であるため、上記の施策を実施し、地方公共団体のニーズを把握した上で、今後それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていく。